

7. 今後の取組み

(1) 心のバリアフリー

基本構想策定後、各事業者が特定事業計画を策定して事業を実施していきますが、基本構想はバリアフリー新法に基づく国・地方公共団体・施設設置管理者等・市民が各々の責務を果たすことによりバリアフリー化を実現していくことを前提としていることから、道路や施設整備など物理的バリアの解消だけでは高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することはできません。

市民一人ひとりがバリアフリーの重要性について理解を深めることが重要であり、自転車等の駐輪マナーなど利用者モラルの向上や、困っている人に声を掛けるなど、心のバリア、情報のバリアを解消するための自発的な協力が得られることによりバリアフリー化を実現することが可能となります。

(2) 推進体制

各事業者が速やかに特定事業計画を策定するには、行政、事業者間の連携調整が必要であり、策定する事業計画は利用者の立場に立った内容とする必要があります。

このため、構想・計画・実施・評価の各段階において行政・事業者・市民が情報を共有し、連携・協働して推進していくことが求められ、継続的に事業を評価・検証することにより、より多くの人々が利用しやすいユニバーサルデザイン社会へと発展することが可能となります。

昨今、新たな移動手段や支援システム、技術開発も進められているとともに、高齢化社会のさらなる進展により高齢者、障がい者等の社会参加の機会が増加し、バリアフリー化に対する要望がより高まると考えられます。

また、安倍川駅周辺地区は政令市の副次的な拠点として今後大きく発展する可能性を秘めていることから、こうした社会変化に応じて柔軟に本構想の見直しを検討していきます。

